

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び京都地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会などが京都地区において実施していくバリアフリー化事業等の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

特定事業として位置付けるバリアフリー化事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業(公共交通特定事業、道路特定事業及び交通安全特定事業)の計画

特定事業以外のバリアフリー化事業計画

特定事業に併せて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

その他の事業計画

京都地区内の特定経路等の主要な経路において行われる電線共同溝事業などで、その実施に当たり、バリアフリー化基準に沿った施設整備などが可能な事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

短期 平成17年から19年の間に事業を完了させることを目標とするもの

中期 平成17年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの

長期 事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの、若しくは、現在、取組を進めており、今後とも継続していくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、京都地区基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者及び京都府公安委員会が、それぞれ京都地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 京都駅のバリアフリー化事業計画の概要

(1) JR京都駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、JR京都駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) 階段及びスロープにおける手すりの改善

各ホームの階段の手すり及び奈良線ホームのスロープの手すりを、ホーム改修時に1段から2段への改善を検討します。

(イ) 階段段鼻の明瞭化

一部の階段において、段鼻が分かりにくいいため、識別テープを貼るなどの方法により、容易に段を識別できるよう改善を検討します。

(ウ) 複数経路の段差解消の継続的な検討

現在、段差解消ができていない経路についても、旅客動線などを考慮しながら継続的に検討を行います。

イ 情報案内設備

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善

トイレ入口の点字案内板へ誘導する線状ブロックが設置されていない箇所については、改善します。また、中央口改札口付近の階段及びエスカレーターの上端・下端部に警告用の点状ブロックの設置を検討します。また、ホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置について、ホーム改修などの際の改善を検討します。

(イ) エレベーターの案内サインの改善

ホーム上のエレベーターの案内サインについて、より分かりやすい表示となるよう検討します。

ウ 個別設備

(ア) 車いす対応型券売機の導入の検討

車いす対応型券売機（必要な下部スペースを確保するための蹴り込みが設けられた機種）の導入について、券売機の更新時等に設置すべく検討を進めます。

(2) 新幹線京都駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が、新幹線京都駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) エレベーターの設置

改札口からホームに至るエレベーターの設置(上り線ホーム:1階コンコース階～ホーム階, 下り線ホーム:2階コンコース階～ホーム階)を、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

イ 情報案内設備

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置

ホーム縁端警告ブロックへプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置をホーム改修時に検討します。

(イ) 発車標（電光式列車運行情報案内板）の改善

各改札口付近に掲出している発車標を、全箇所ともフルカラータイプ化し視認性の向上を図ります。

(ウ) 案内サインの改善

改札内コンコースの案内サインの大型化を行います。

ウ 利便施設

(ア) 休憩施設の増設

2階コンコースの待合室の席数を増席します。

エ 個別設備

(ア) 2階コンコースのトイレの改良

トイレ内の段差解消などを含む全面改修（移設）を行い，多機能トイレの増設及び一般トイレへの洋式便器の増設について検討します。

(3) 近鉄京都駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が，近鉄京都駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 情報案内設備

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善

八条口の券売機付近に敷設されている誘導用の線状ブロックは，適切な誘導先へ誘導するよう改善します。また，ホーム縁端警告ブロックへのプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置をホーム改良の機会に検討します。

(イ) 点字運賃表の設置

八条口の券売機付近に，点字運賃表を設置します。

イ 個別設備

(ア) 車いす対応型券売機の導入の検討

八条口については，券売機の更新時期に併せて，新型のタッチパネル式の券売機（音声案内，テンキー装置）を順次導入していきます。

(4) 地下鉄京都駅の事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者が，地下鉄京都駅においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) スロープの勾配の改善

南口改札前の構外スロープの勾配の改善を，公共交通特定事業計画に位置付けて事業実施を図ります。また，これに併せて，並行する階段を含めた幅及び配置の改善について検討を行います。

イ 情報案内設備

(ア) エレベーターの案内サインの改善

ホーム上のエレベーターへの案内について，突き出し型サインを設置するなどによる改善を行います。また，ホームへのエレベーターのある改札口への案内サインの設置について検討を行います。

(イ) エレベーター内の点字表示の改善

エレベーターの操作ボタン，非常ボタンの点字表示について，どのような表示が有効であるかなどを検討のうえ改善します。

(ウ) スロープ手すりへの点字表示板の設置

南口改札前の構外スロープの改善に併せて，手すりへの点字表示板の設置を行います。

ウ 個別設備

(ア) 車いす対応型券売機の導入の検討

現在は特定割引の乗車券販売を有人改札口で取り扱っていますが、一時的に車いすを使用されるケースもあるため、今後の機器の更新時の課題と考えています。

エ 既に改善された課題・問題点

(ア) 車いす対応型トイレの改善

中央改札口付近にある車いす対応型トイレについては、可動手すりの修繕、サインの改善等についての指摘がありましたが、市民からの地下鉄全駅におけるトイレの多機能化の要望を受けて、平成17年3月に多機能トイレ化を完了し、これに併せて共通ピクトグラム（絵文字）による機能の表示を行いました。

なお、オストメイトの汚物流しについては、強い要望のあった温水設備を設けました。

(5) 各駅共通の課題の検討

上記以外の連絡会議や分科会などで提起された様々な課題・問題点や京都地区の4駅以外の駅でも共通の課題となっているものについて、基本的な考え方を示します。

ア 様々な設備の改善の検討

提起された様々な課題・問題点について、今後、設備の更新時期などに併せ、できる限り多くの設備の改善を図るように努めます。

イ 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

標準案内用図記号ガイドラインに沿った案内表示等の統一化、緊急時等の情報表示並びに国際観光都市の玄関としての案内表示（多言語表示など）について、関係事業者間と協議しながら検討を進めます。

ウ 全駅共通の課題の検討

ホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小、よりわかりやすい料金表や路線図及び情報案内表示の検討など、京都地区の駅以外の駅でも共通の課題となっているものについては、各鉄道事業者において、長期的な課題として検討を進めます。

(6) バリアフリー化事業計画の概要

京都駅における公共交通特定事業計画の概要を表 11 に、また、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表 - 12 に示します。

表 - 11 京都駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体				目標年次						
		J R 西日本	J R 東海	近鉄	京都市 交通局	H17	18	19	20	21	22	23-
新幹線 京都駅	改札口からホームに至るエレベーターの設置（2基）											
地下鉄 京都駅	南口改札前構外スロープの勾配の改善											

表 - 12 京都駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体				目標年次						
		J R 西日本	J R 東海	近鉄	京都市 交通局	H17	18	19	20	21	22	23~
J R 京都駅	車いす対応型トイレ入口の点字表示板へ誘導する線状ブロックの設置					▶						
	各ホームの階段の手すりの1段から2段への改善の検討					▶						
	中央改札口付近の階段・エスカレーターの上端・下端部への警告用点状ブロック設置の検討					▶						
	他の移動円滑化経路実現の継続的な検討					▶						
新幹線 京都駅	改札口付近の発車標のフルカラータイプ化による改善					▶						
	改札内コンコースの案内サインの大型化					▶						
	2階コンコースの待合室の増席					▶						
	段差解消の実施, 2階コンコースの多機能トイレの増設及び一般トイレへの洋式便器の増設の検討					▶						
近鉄 京都駅	八条口券売機付近への点字運賃表の設置					▶						
	オストメイト対応の多機能トイレの表示改善					▶						
地下鉄 京都駅	ホームにおけるエレベーター案内サインの改善					▶						
各駅共通	よりわかりやすい案内表示や緊急情報表示の検討					▶						
	ホーム縁端警告ブロックへプラットホームの内方向を示す内方線の追加設置の検討				設置済	▶						
	車いす対応型券売機の導入の検討		(注)			▶						
	わかりやすい料金表や路線図の検討					▶						
	様々な設備の改善の検討					▶						
	各鉄道事業者における共通課題の検討					▶						

(注) 新幹線京都駅においては、車いす利用者はローカウンターの有人窓口にて対応
 京都駅におけるバリアフリー化事業計画の主なものを図 - 13, 図 - 14, 図 - 15 に示します。

2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、京都駅を発着する鉄道車両と路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に車いすスペースの確保を始めとした移動円滑化基準に適合した車両とするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう、改良を検討していきます。

イ 路線バス

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなど移動円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を図ります。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京都バス及び京都市交通局(市バス)の公共交通特定事業計画の概要を表-13、表-14に示します。

表-13 京都バスの公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次						
	H17	18	19	20	21	22	23~
京都駅を発着する車両の約90%をワンステップ・ノンステップバスとする							

<参考> 京都バスの車両の更新計画

年次	総車両数	ワンステップバスの車両数	ノンステップバスの車両数	ワンステップ・ノンステップバスの割合
平成16年度末 (2004年度末)	102	28	4	31%
平成17年度末 (2005年度末)	102	33	4	36%
平成22年度末 (2010年末)	-	-	-	約90%

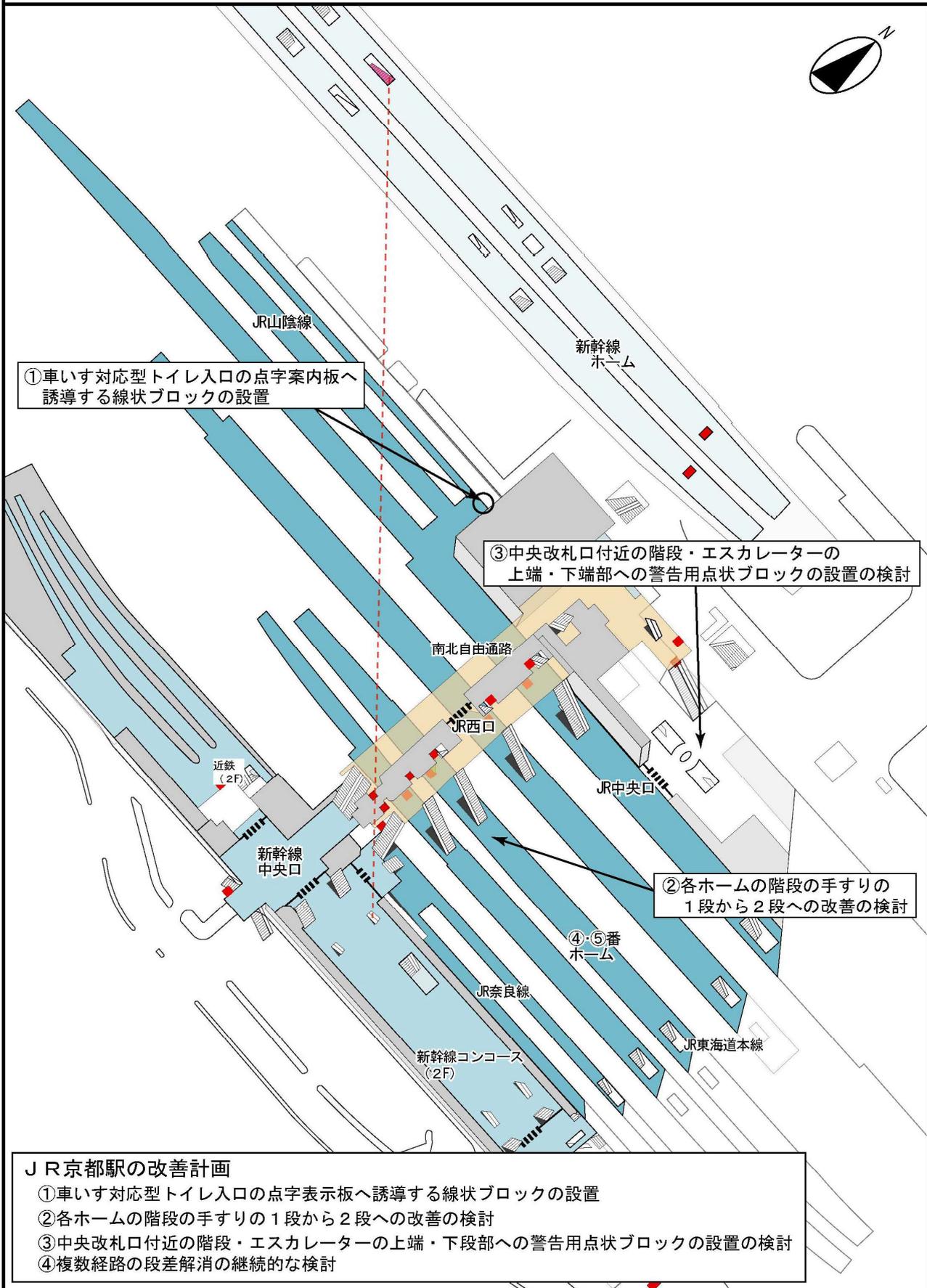
表-14 京都市交通局(市バス)の公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次						
	H17	18	19	20	21	22	23~
京都駅を発着する車両の約90%をノンステップバスとする							

<参考> 京都市交通局（市バス）の車両の更新計画

年 次	総車両数	ノンステップバスの 車両数	ノンステップバスの 割合
平成16年度末 (2004年度末)	750	258	34%
平成17年度末 (2005年度末)	750	366	49%
平成22年度末 (2010年末)	-	-	約90%
平成25年度末 (2013年末)	-	-	100%

図-13 JR京都駅のバリアフリー化事業計画



①車いす対応型トイレ入口の点字案内板へ誘導する線状ブロックの設置

③中央改札口付近の階段・エスカレーターの
上端・下端部への警告用点状ブロックの設置の検討

②各ホームの階段の手すりの
1段から2段への改善の検討

- J R 京都駅の改善計画**
- ①車いす対応型トイレ入口の点字表示板へ誘導する線状ブロックの設置
 - ②各ホームの階段の手すりの1段から2段への改善の検討
 - ③中央改札口付近の階段・エスカレーターの
上端・下段部への警告用点状ブロックの設置の検討
 - ④複数経路の段差解消の継続的な検討

図-14 新幹線京都駅のバリアフリー化事業計画

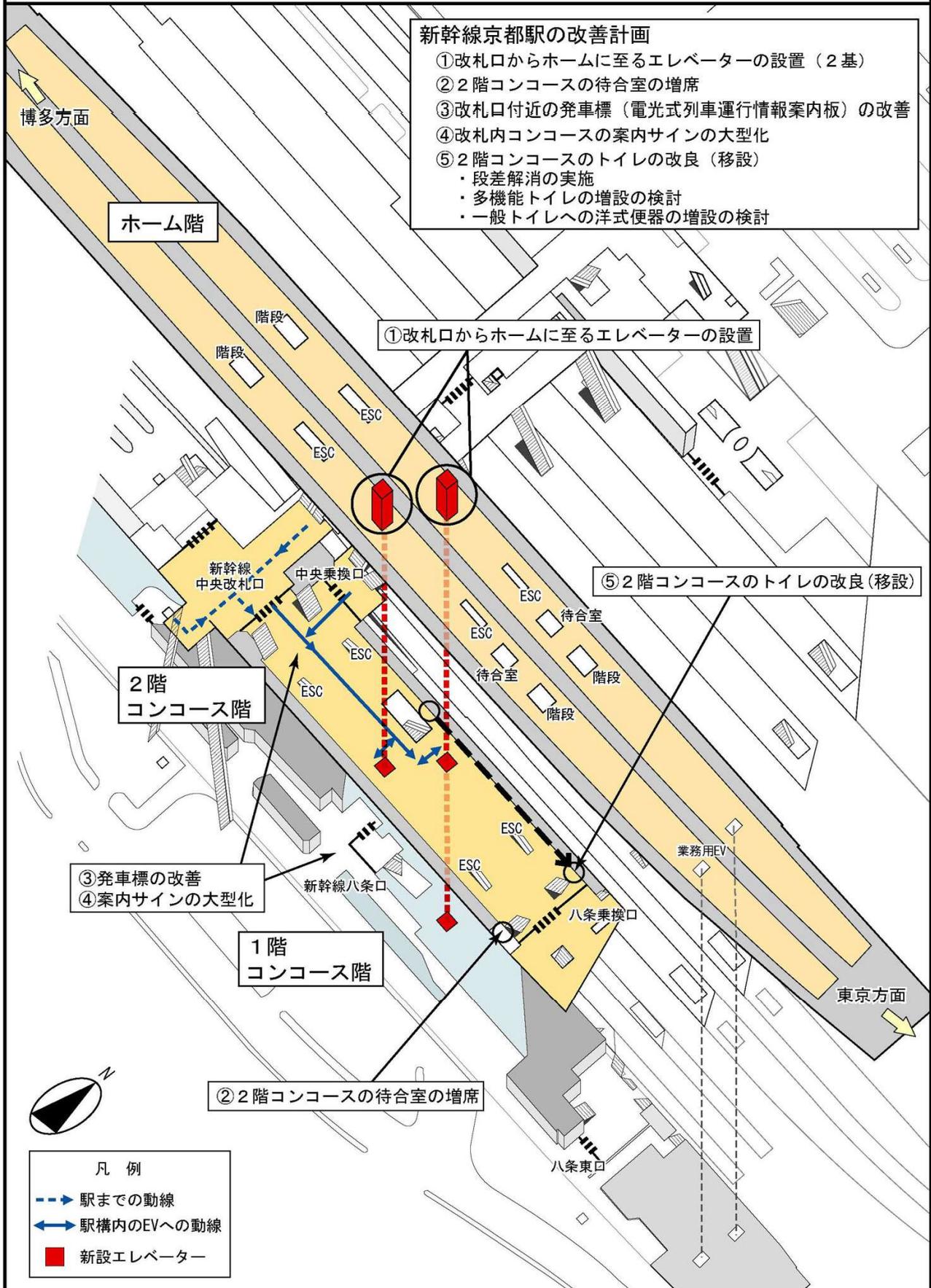
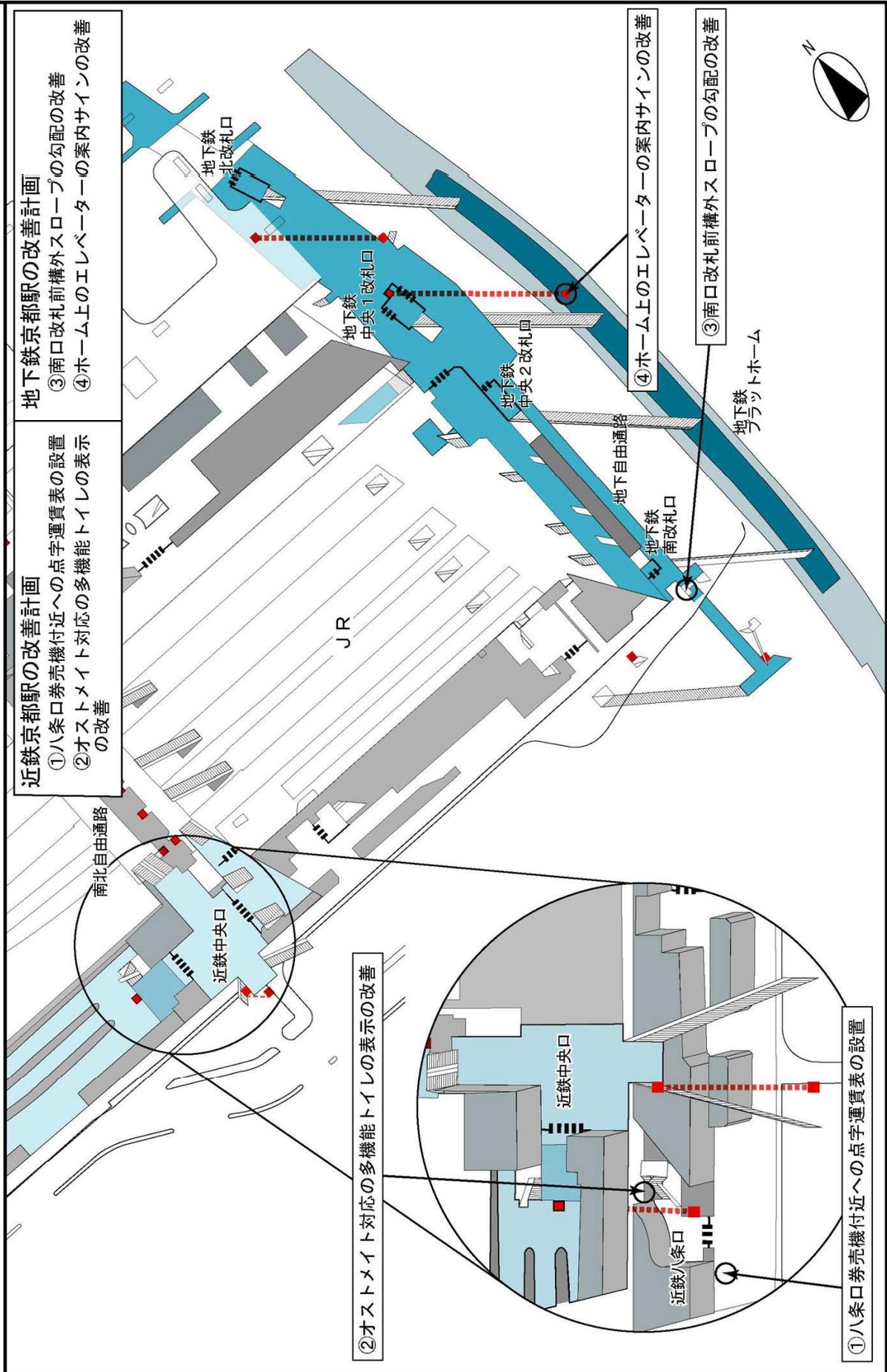


図-15 近鉄京都駅・地下鉄京都駅のバリアフリー化事業計画



3 道路のバリアフリー化事業計画等の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業計画等を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 特定経路

京都市が管理する特定経路においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善を始めとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

また、京都国道事務所が管理する特定経路においては、現在取組中の電線共同溝事業区間では、事業の中でバリアフリー化基準に適合させた整備を実施するとともに、当該事業区間以外では、連続した点字ブロック敷設などを検討していきます。

イ 準特定経路

特定経路を補完する準特定経路においては、特定経路と連続してバリアフリー化を図れるよう、歩道の有効幅員の確保の検討を行うとともに、段差、勾配の改善などを進めます。

ウ 特定経路、準特定経路以外の道路

駅周辺に広く分布する商業施設、公共・公益施設への歩行者の移動経路や駅周辺に居住する市民及び京都を訪れる観光客の京都駅へのアクセス経路の確保などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、バリアフリー化事業以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう、歩道等のバリアフリー化の検討などを進めます。

エ その他

(ア) 放置自転車の対策

放置自転車の対策については、京都市自転車総合計画に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などとの協力・連携を図りながら、取組を進めます。

(イ) その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成17年度末を目途に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京都地区における道路特定事業計画の概要を表-15に、道路特定事業以外の事業計画の概要を表-16に示します。

表-15 道路特定事業の概要

経路	路線	事業内容	目標年次						
			H17	18	19	20	21	22	23~
特定経路	主要府道下鴨京都停車場線(通称:烏丸通) 皆山経6号線	段差,勾配の改善							
特定経路	塩小路通	段差,勾配の改善							

経路	路線	事業内容	目標年次						
			H17	18	19	20	21	22	23~
特定経路	安寧緯7号線	段差, 勾配の改善							
特定経路	八条通	段差, 勾配の改善							

表 - 16 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次						
			H17	18	19	20	21	22	23~
特定経路	一般国道1号	段差, 勾配の改善							
準特定経路	一般国道24号(通称:七条通)	段差, 勾配の改善							
準特定経路	一般府道梅津東山七条線(通称:七条通)	段差, 勾配の改善							
準特定経路	東寺道	段差, 勾配の改善							
	重点整備地区内のその他の道路	段差, 勾配の改善							

道路のバリアフリー化事業計画等を図 - 16 に示します。

4 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路における高齢者や身体に障害のある方などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある方などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、信号機への視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置などに努めます。

イ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車等の指導・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

ウ 交差点の安全対策の推進

烏丸塩小路交差点に滞留するタクシー等により交通が錯綜し、スクランブル交差点の歩行者の横断にも支障が出ている問題を解決するため、関係事業者及び関係機関による改善策の検討を行います。

エ その他

交通安全特定事業計画は、平成17年度末を目途に定めますが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京都地区における交通安全特定事業計画の概要を表-17に示します。

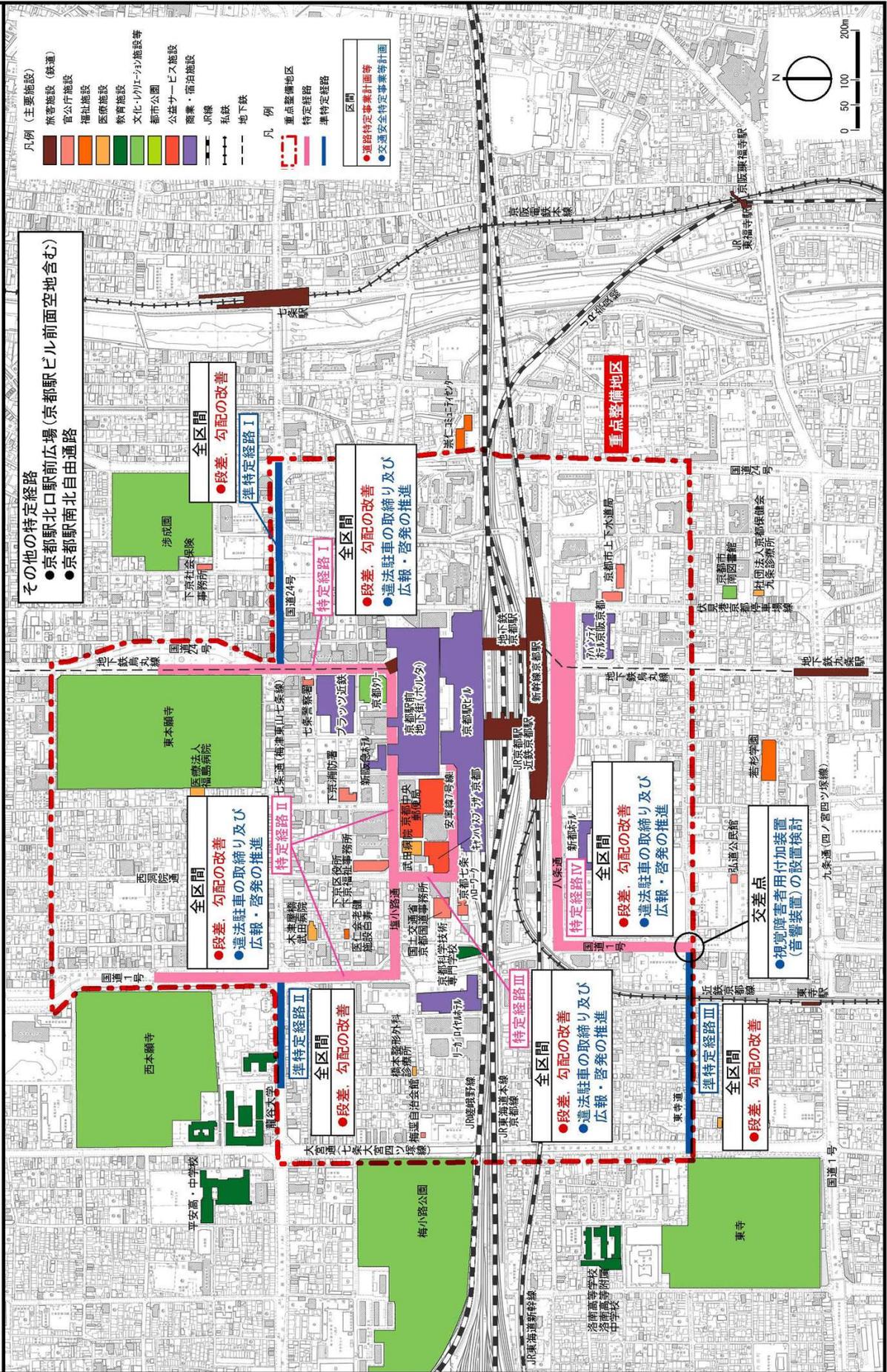
表-17 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線等	事業内容	目標年次						
			H17	18	19	20	21	22	23-
特定経路	一般国道24号	違法駐車 の 指導・取締り 及び広報・啓発の推進	注)						
	主要府道下鴨京都停車場線 (通称:烏丸通)		▶						
	皆山経6号線		▶						
特定経路	一般国道1号 塩小路通	違法駐車 の 指導・取締り 及び広報・啓発の推進	注)						
			▶						
特定経路	安寧緯7号線	違法駐車 の 指導・取締り 及び広報・啓発の推進	注)						
			▶						
特定経路	一般国道1号 八条通	視覚障害者用付加装置 (音響装置)の設置検討	▶						
		違法駐車 の 指導・取締り 及び広報・啓発の推進	注)						
			▶						

注) 現在すでに取り組を進めている事業であり、今後も継続して事業を推進する。

信号機などのバリアフリー化事業計画を図-16に示します。

図-16 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画



5 北口駅前広場，南北自由通路及びその他の通路等におけるバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的な考え方

公共交通の結節点機能を担う京都地区で，駅，バスターミナル及び道路などを結ぶ経路となっている駅前広場や通路について，バリアフリー化に必要な次のような事業計画を進めます。

ア 北口駅前広場（駅ビル前面空地を含む）

(ア) 利用動線

a 段差・勾配の改善

北口駅前広場のバス乗降場及びタクシー乗降場の段差・勾配の改善について，関係事業者及び関係機関と協議し，検討を行います。

(イ) 情報案内設備

a エレベーターの案内表示の改善

京都駅ビル開発が管理する自由通路北側エレベーターの案内サインを，北口駅前広場に設置します。

b 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善

北口駅前広場におけるバス・タクシー乗降場から駅への誘導ブロックの設置及び改善について，関係事業者及び関係機関と協議し，実施に向けた検討を行います。

イ 南北自由通路

(ア) 利用動線

a 階段段鼻の明瞭化

南北自由通路階段の段鼻等が分かりにくいいため，識別テープを貼るなどの方法により，段を識別しやすくなるように改善を図るべく検討します。

b 階段の手すりの改良

南北自由通路北側階段の手すりを 2 段手すりに改良します。

(イ) 情報案内設備

a エレベーターの案内表示の改善

南北通路北側から北口駅前広場へのエレベーターの案内サインを，南北自由通路に設置します。

また，自由通路南側エレベーターの案内サインを南口駅前広場側に設置するとともに，エレベーターの行き先表示板を各階に設置します。

b エレベーター内の点字表示の改善

南北自由通路南側エレベーター内操作盤について，点字表示の改善を実施します。

c エスカレーターへの音声案内装置設置

南北自由通路南側エスカレーターにおいて，乗り口への音声案内装置の設置を行います。その他のエスカレーターの音声案内についても，適切な音声案内が可能であるか検討します。

d 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善

南北自由通路北側及び南側エスカレーターについて，上下端通路への警告用の点状ブロックの設置を行います。

(ウ) 利便施設

a 休憩施設の設置

自由通路に面した休憩施設を設置します。

(I) 個別設備

a 多機能トイレの設置

自由通路に面した多機能トイレ（男女別）を設置します。

ウ その他の通路等

(ア) 利用動線

a 横断勾配の改善

特定経路（市道 安寧緯7号線）沿いの駅ビル前面通路の横断勾配について、舗装改修時にできる限り平坦部分を確保するなどにより改善を図ります。

b スロープへの手すり設置

八条通とJR八条東改札口を結ぶスロープに2段手すりを設置します。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

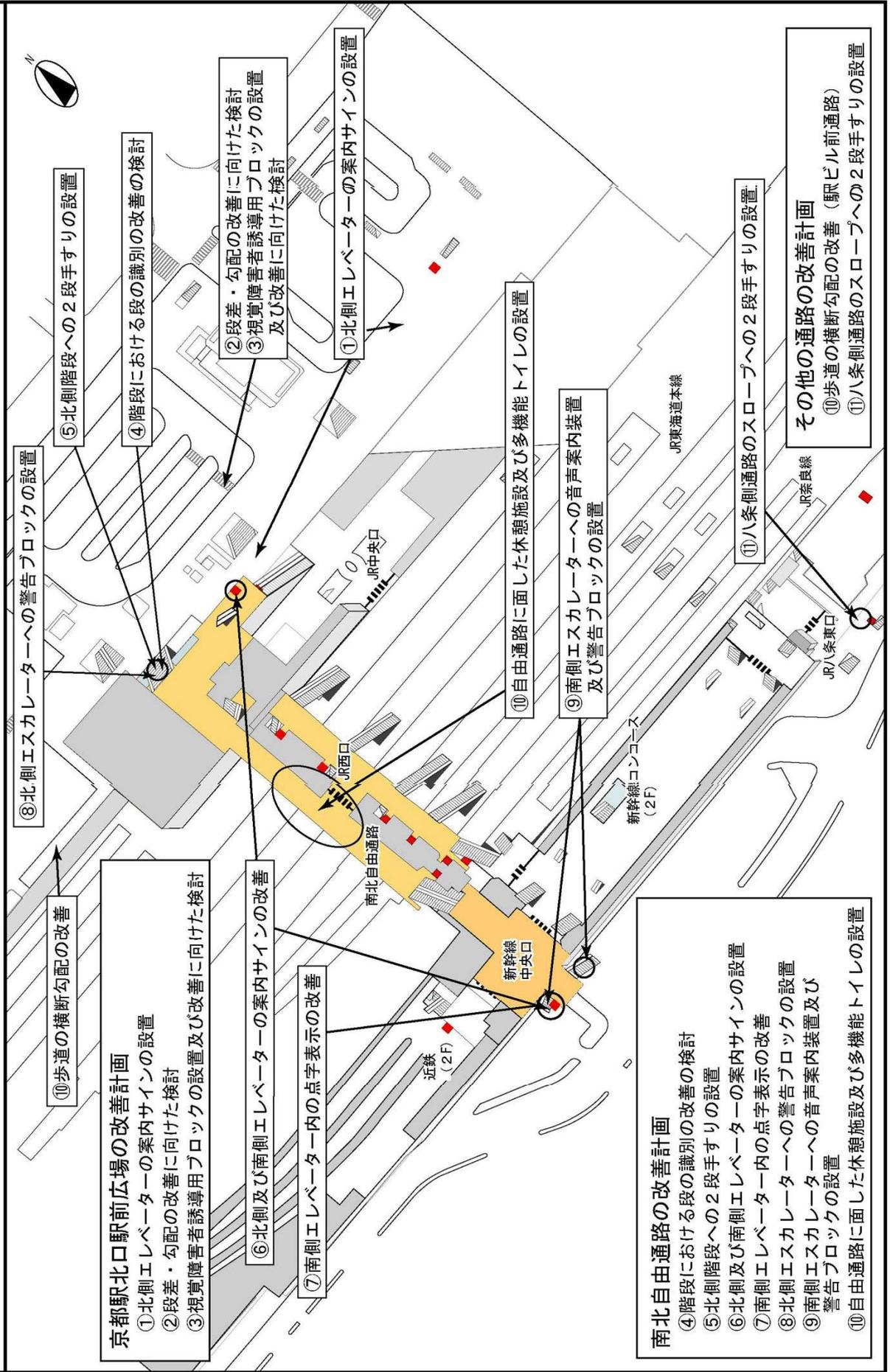
京都地区における駅前広場，通路のバリアフリー化事業計画の概要を表 - 18 に示します。

表 - 18 駅前広場，通路等のバリアフリー化事業計画の概要

施設名	事業内容	事業主体				目標年次						
		J R 西日本	J R 東海	京 都 市	京 都 駅 比 爾 開 発	H17	18	19	20	21	22	23-
北 口 駅前広場	北側エレベーターの案内サインの設置					▶						
	段差・勾配の改善に向けた検討					▶						
	視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改善に向けた検討					▶						
南 北 自由通路	休憩施設の新設					▶						
	男女別多機能トイレの新設					▶						
	階段における段の識別改善の検討					▶						
	北側階段への2段手すり設置					▶						
	北側及び南側エレベーターの案内サイン設置等					▶						
	北側エスカレーターへの警告ブロック設置					▶						
	南側エスカレーターへの音声案内装置及び警告ブロック設置					▶						
駅ビル前 通路 (歩道)	歩道の横断勾配の改善					▶						
八条口側 通路	スロープへの2段手すり設置					▶						
共 通	案内表示や緊急情報表示の在り方の検討					▶						
	様々な設備の改善の検討					▶						

駅前広場，通路等のバリアフリー化事業計画を図 - 17 に示します。

図-17 京都駅北口駅前広場・南北自由通路等のバリアフリー化事業計画



6 ソフト施策及びその他の施策の概要

(1) ソフト施策推進の基本的考え方と概要

バリアフリー化設備の整備に併せ、市民が高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携し、広報・啓発や教育・研修などのソフト施策を展開することにより、国民すべての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などのソフト施策に取り組むことにより、「情報のバリアフリー」を推進していきます。

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表 - 19 に示します。

表 19 ソフト施策の具体例

	ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
心のバリアフリーを推進するソフト施策	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発，学習機会の提供	高齢者や身体に障害のある方の移動の制約や介助の方法などに関する知識・理解を高めるための啓発，情報提供など
		高齢者や身体に障害のある方とのふれあいの場の設置など
		駅などにおける介助体験，疑似体験など
	学校教育における福祉教育の充実	高齢者や身体に障害のある方との交流や介助体験，疑似体験などによるボランティア意識の醸成など
	公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修，マニュアルの整備	手話や筆談などにより適切なコミュニケーションが確保できるような，接客マニュアルによる接客教育
高齢者や身体に障害のある方へのサポート教育		
介助体験，疑似体験などによる訓練，研修		
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類等，高齢歩行者等の円滑な移動を阻害する行為の防止に関して，自覚と理解を求めるための広報・啓発活動など	
情報のバリアフリーを推進するソフト施策	バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した，駅などのバリアフリー状況に関する情報提供 (京都市や公共交通事業者のホームページなど)
		バリアフリーマップの作成・提供 (駅のバリアフリー化状況，車いすで行ける観光施設など)
	駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実	移動経路における情報のバリアを解消するための，電光式案内板などを利用した文字放送や点字情報の充実など すべての人に分かりやすい，統一性，連続性のある案内情報の提供など

(2) その他の施策

公共交通事業者は、「ICカードシステム」の導入など、公共交通機関の利便性向上を図るための施策について、積極的に推進していくこととします。また、市民、事業者及び関係行政機関等は、バリアフリー化に貢献するきめ細かな施策・取組等を、創意・工夫により積極的に推進していきます。